

町長交際費支出に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町長交際費の支出について、一層の透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の伸展に功績があるもの又はあったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分、支出内容及び支出額は、次の表のとおりとする。ただし、原則として町が補助金等を支出している団体等にあつては支出しないものとする。

支出区分	支出内容	支出額	
御祝	竣工式・記念式典・祭り・イベント等の催事(懇親会・祝宴等を伴う催事)に招待を受け出席したときに係る経費	飲食等を伴わないもの	支出しない
		公共施設又は支出の対象となる団体の自己所有又は賃借する施設を使用し、飲食等を伴うもの	1人当たり3,000円
		飲食店を使用するもの	1人当たり5,000円
		祭事	祝酒に係る経費
会費	会費を必要とする会議、懇親会等への参加に係る経費	会費相当額	
弔慰	町行政関係者等の葬儀等に対する香典等に係る経費	高森町慶弔規程(昭和50年規程第1号)による。	
土産	視察・訪問先、来客等への土産に係る経費	1団体につき3,000円を目安とする。	
その他	町政運営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる範囲の額	

(基準の見直し)

第4条 この基準は、交際費の支出基準や支出内容が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。